

○名古屋市建築基準法等施行細則

平成 12 年 3 月 31 日

規則第 85 号

(書類の閲覧)

第 31 条 規則第 11 条の 4 第 3 項の規定により閲覧に供すべき書類の閲覧の場所は、住宅都市局建築指導部内とする。

2 閲覧に供する日及び時間は、名古屋市の休日を定める条例(平成 3 年名古屋市条例第 36 号)第 2 条第 1 項に規定する本市の休日以外の日の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)とする。

3 特定行政庁は、書類の整理その他必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、臨時に閲覧に供しない日を設け、又は閲覧に供する時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧の場所に掲示する。

4 規則第 11 条の 4 第 1 項(第 7 号を除く。)の書類を閲覧しようとする者は、次に掲げる閲覧申請書により、閲覧の申請をしなければならない。

(1) 建築計画概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書にあつては、建築計画概要書等閲覧申請書(別記第 30 号様式)

(閲覧の停止又は禁止)

第 32 条 特定行政庁は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、**書類の閲覧を停止し、又は禁止**することができる。

- (1) 書類を外部に持ち出し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 書類を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) **建築物、工作物又は道路を特定しない者**
- (5) 係員の指示に従わない者